

男女がともに働きやすい職場づくりセミナー

- 1歳までの育児休業制度だけ作って安心していませんか？ 短時間勤務や介護休暇など他の各種制度を導入・整備する必要があります。
- 職場のセクシュアルハラスメントは初期対応が重要。いざというときのためのセクハラ対策出来ていますか？

福島労働局雇用均等室では、平成24年7月1日に全面施行となる「改正育児・介護休業法」への対応や「男女雇用機会均等法（6月）」に鑑み男女がともに活躍できる職場づくりや職場のセクシュアルハラスメント対策について、総合的に説明し、併せて個別相談会を行う標記セミナーを下記により開催します。ぜひ、ご参加ください。

* 日時	平成24年6月19日（火）13:30~16:30		
* 場所	ホテル福島グリーンパレス 「瑞光の間」 (福島市太田町13-53/電話024-533-1171)		
* 内容	<ul style="list-style-type: none">(1) 説明「改正育児・介護休業法及び 改正ポイントに対応した規定の整備について」(2) 説明「男女雇用機会均等法及び 職場のセクシュアルハラスメント対策について」(3) 説明「両立支援助成金等について」(4) 個別相談会		
* 対象者	事業主、企業の人事労務担当者、労働者 等		
* 費用	無料	* 定員	300名
* 主催	福島労働局		(定員に達し次第締切ります)



◎下記参加申込書に必要事項をご記入の上、福島労働局雇用均等室 (FAX:024-536-4658) までFAXでお送りください。(お問い合わせは、TEL:024-536-4609)

切取不要

☆ 男女がともに働きやすい職場づくりセミナー参加申込書 ☆

事業場名		業種	
所在地 (電話番号)	(— —)		
ご担当者名		所属・役職名	

既に個別相談のご希望がおありの場合は、ご相談項目に○をお願いします。

- ①育児・介護休業法関係
- ②男女雇用機会均等法関係
- ③両立支援助成金関係
- ④その他(※具体的に